

平成30年2月議会

追加提出議案（概要）

保健福祉局

北九州市介護保険条例の一部改正について

1 改正理由

- (1) 介護保険法（以下「法」という。）第 129 条に基づき、条例第 10 条に定める保険料率を改定するもの。
- (2) 平成 29 年 6 月 2 日に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による法の改正、介護保険法施行令（以下「政令」という。）」及び地方自治法施行令の改正等に伴い関係規定を改めるもの。

2 改正内容

(1) 保険料額の改定（第 10 条関係）

法第 129 条（市町村は、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならない）に基づき、条例第 10 条に定める保険料について、平成 30 年度から平成 32 年度までの額を定める。

※保険料の額は、介護保険事業計画の期間に合わせて 3 年ごとに見直し、政令で定める基準に従い条例で定めることとなっている。
各段階の保険料額については別紙資料参照。

(2) 介護医療院の開設の許可等に係る手数料の制定（別表関係）

法の改正に伴い、新たな介護施設の類型として「介護医療院」が創設され、同施設の開設の許可等に対する審査事務が新たに生じる。このため、当該事務に係る手数料を制定するもの。

金額については、政令市や都道府県など、他の許可権者の状況を踏まえ、類似の審査を行う介護老人保健施設に係る手数料と同額で統一するもの。

【各 1 件につき、新規開設：6 万 3 千円、変更及び更新：3 万 3 千円】

(3) 介護サービス情報の調査に係る手数料の制定（別表関係）

地方自治法施行令の改正により、介護サービス情報の調査に関する権限が都道府県から政令市へ委譲されることに伴い、手数料を制定するもの。

金額については、事務に係る時間・人件費を算出した結果、現在福岡県が徴収している額と同額（19,000 円/件）とする。

(4) その他の改正（規定の整備等）

法及び政令の改正等に伴い、下記のとおり改正を行うもの。

- ・介護保険料に係る所得指標の改正
（長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除）

- ・ 質問検査権の範囲の拡大に伴う過料対象の追加
（第二号被保険者の配偶者・世帯主を対象とする）
- ・ 指定介護療養型医療施設の指定の審査手数料に係る改正
（期限を「平成 36 年 3 月 31 日」へ延長）

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

本市における第7期介護保険料について

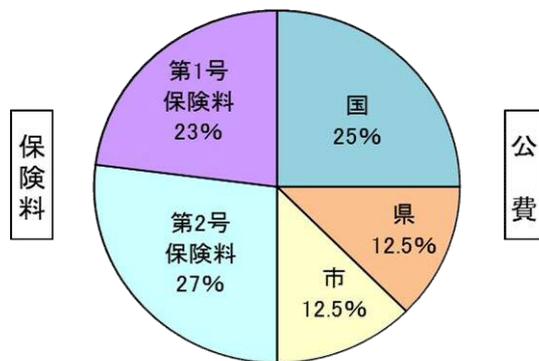
1. 第7期介護保険事業計画における事業費の見込み

介護サービスの利用見込み等を基に第7期介護保険事業計画（平成30～32年度）における事業費を算定した結果、「介護給付費」が約2,772億円、「地域支援事業費」が約166億円、合計で約2,938億円と見込んでいます。

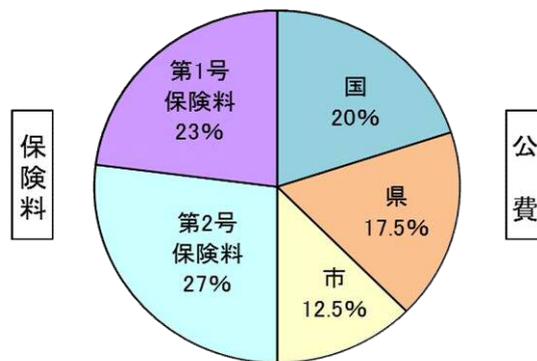
費用区分	30年度	31年度	32年度	合計
介護給付費	895億	923億	954億	2,772億
地域支援事業費	54億	55億	57億	166億
介護予防・日常生活支援総合事業	37億	38億	39億	114億
包括的支援事業・任意事業	17億	17億	18億	52億
合計	949億	978億	1,011億	2,938億

2. 介護給付費等の負担割合

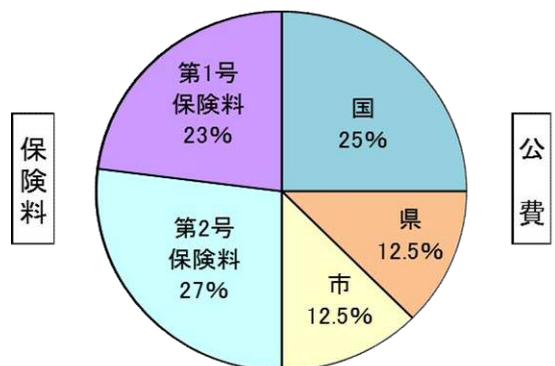
介護保険のサービスにかかる費用は、利用者負担分（1割（一定以上所得がある人は2割又は3割））を除いた残りが保険から給付され、その財源は、保険料と公費（税金）で賄われています。このうち、第1号被保険者の保険料で負担する割合は、平成30年度から、第2号被保険者との全国の人口比により23%（第6期は22%）となります。



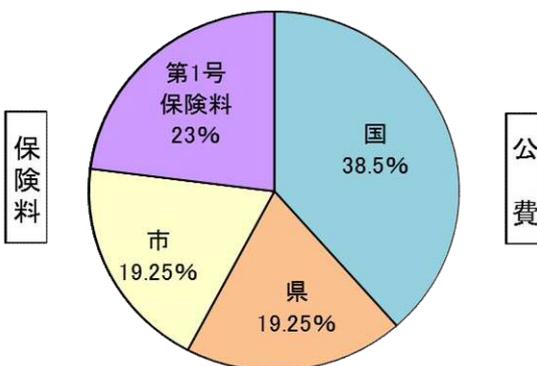
【居宅給付費】



【施設等給付費】



【介護予防・日常生活支援総合事業】



【包括的支援事業・任意事業】

3. 第7期介護保険料について

(1) 保険料段階の設定について

本市の第6期保険料段階の設定においては、国の示す標準モデル（9段階）に対し、より負担能力に応じた保険料となるよう、段階を「12段階」としました。

第7期保険料段階の設定にあたっては、第6期の保険料段階と同様の12段階とします。

(2) 介護給付準備基金（保険料剰余分）の取り扱い

介護保険料の剰余分については、介護給付準備基金に積み立てることとされていますが、当該基金については、国の基本的な考え方として、

① 次期計画期間に歳入として繰り入れ、介護保険料の上昇抑制に充てることが1つの考え方であり、

② 介護給付準備基金の適切な取崩しを検討されたい

と示されていることから、本市においても介護保険財政の運営上必要な金額を残した上で、第7期介護保険料の上昇抑制のために充当します。

《第7期における「介護給付準備基金」の活用について》

活用額：約47億円

※ 保険料（基準額）の引き下げ効果：約490円

（参考）第6期計画における活用額：約32億円

※ 保険料（基準額）の引き下げ効果：約350円

(3) 公費による低所得者の保険料軽減について

介護保険法に基づいた、公費による低所得者（市民税世帯非課税の人）の保険料軽減について、引き続き実施します。

(4) 介護報酬の改定について

平成30年度からの介護報酬の改定については、平成29年12月18日の予算大臣折衝に基づき、全体で「0.54%」の引き上げとなる予定です。

本市の第7期介護保険料は、この影響も踏まえて算定します。

4. 第7期介護保険料の算定

(1) 第1号被保険者の保険料（基準額）の算定

【第1号被保険者保険料（基準額：月額）の算定方法】

$$\frac{\text{介護給付費・地域支援事業費（3年間の見込み）} \times \text{第1号被保険者の負担割合（23\%）} - \text{介護給付準備基金}}{\text{3年間の第1号被保険者数}} \div 12 \text{月}$$

(2) 第1号被保険者の第7期介護保険料（基準額）の案



※【参考 第5期：5,270円 ⇒ 第6期：5,700円（+430円）】

(3) 保険料段階の設定

第7期介護保険料(案)の設定イメージ

保険料率 ※カッコ内は 公費軽減後	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階
	▲0.05	0.5(0.45)	0.7	0.75	0.9	1.0	1.15	1.2	1.25	1.5	1.75	2.0
対象 範囲	本人が市民税非課税					本人が市民税課税						
	生活保護受給者等		世帯全員が市民税非課税			世帯の中に市民税課税者がいる						
	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超 120万円以下	年金収入等 120万円超	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超	合計所得金額等 120万円未満	合計所得金額等 120万円以上 160万円未満	合計所得金額等 160万円以上 200万円未満	合計所得金額等 200万円以上 300万円未満	合計所得金額等 300万円以上 400万円未満	合計所得金額等 400万円以上 600万円未満	合計所得金額等 600万円以上
第7期保険料 (月額)	2,740	約 4,270	約 4,570	約 5,490	6,090	約 7,010	約 7,310	約 7,620	約 9,140	約 10,660	12,180	約 12,790
前期からの増	+170	+280	+290	+360	+390	+450	+470	+490	+590	+680	+780	+820

【 第1号被保険者の第7期介護保険料（平成30～32年度） 】

段階	対 象 範 囲			料率	保険料額 (月額)
第1段階	生活保護受給者等(※) 老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税の人			—	基準額 × 0.45 2,740円
第2段階	本人が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税	本人の前年の 「課税年金収入額(ア)」+ 「合計所得金額(イ)」-「年 金収入に係る所得(ウ)」- 「租税特別措置法上の特別 控除額(エ)」で算出した額が 右記に該当する	80万円以下	基準額 × 0.7 約4,270円
第3段階				80万円超 120万円以下	基準額 × 0.75 約4,570円
第4段階				80万円以下	基準額 × 0.9 約5,490円
第5段階				80万円超	基準額 6,090円
第6段階				本人が市民税課税	世帯の中に 市民税課税 の人がいる
第7段階	120万円以上 160万円未満	基準額 × 1.2 約7,310円			
第8段階	160万円以上 200万円未満	基準額 × 1.25 約7,620円			
第9段階	200万円以上 300万円未満	基準額 × 1.5 約9,140円			
第10段階	300万円以上 400万円未満	基準額 × 1.75 約10,660円			
第11段階	400万円以上 600万円未満	基準額 × 2.0 12,180円			
第12段階	600万円以上	基準額 × 2.1 約12,790円			

※ 中国残留邦人等に対する支援給付、生活に困窮する外国人に対する保護を受けている人を含みます。

ア 国民年金・厚生年金等(障害年金、遺族年金は除く)の公的年金等控除前の総支払額をいいます。

イ 地方税法第292条第1項第13号に規定される額であり、税法上の各種控除前の所得金額をいいます。

ウ 所得税法第35条第2項第1号に規定される額をいいます。

エ 租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額をいいます。

北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

1 改正理由

(1) 北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例は、児童福祉法に基づき、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定の要件等を定めたものである。

平成28年6月3日に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正するための法律(平成28年法律第65号。以下「改正法」という。)が公布された。(平成30年4月1日施行)

今回の改正法の施行に伴い、特定障害児通所支援等の指定の変更に係る規定が設けられ、指定の変更に係る要件を新たに規定するとともに、本条例において引用する児童福祉法の条項にずれが生じたため所要の規定の整備を行うもの。

(2) 今回の改正法の施行に伴い、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)の一部が改正され、今回新たに創設された居宅訪問型児童発達支援については、非常災害対策に関する基準が規定されていないことから、本条例に規定する非常災害対策の義務付けの対象となる指定障害児通所支援事業者から除くこととした。また、保育所等訪問支援についても検討した結果、併せて、本条例に規定する非常災害対策の義務付けの対象となる指定障害児通所支援事業者から除くこととしたもの。

2 改正内容

(1) 特定障害児通所支援等の指定の変更に係る規定が設けられたため、指定の変更に係る要件を規定するとともに、本条例において引用する児童福祉法の条項ずれを下記イのとおり改めること。(第3条関係)

ア 新たに指定の要件を規定したもの

準用規定に追加された該当条項	内容
第21条の5の19第2項	特定障害児通所支援事業所の指定の変更
第24条の13第2項	指定障害児入所施設の指定の変更

イ 引用する児童福祉法の条項ずれ

現行	改正後
第21条の5の15第2項第1号	第21条の5の15第3項第1号
第24条の9第2項	第24条の9第3項
第21条の5の15第3項	第21条の5の15第4項

(2) 条例による非常災害対策の義務付けの対象となる指定障害児通所支援事業者等から訪問系サービスである居宅訪問型児童発達支援等を行う事業者を除くこと。(第7条関係)

3 施行期日

平成30年4月1日